

別表第2（第3条関係）

香料、弔電

区分	逝去者区分	弔電	香料（円）
市議会議員	本人 配偶者、父母、子	○	10,000
行政委員会委員			
教育委員会			
選挙管理委員会			
監査委員			
公平委員会			
農業委員会			
固定資産評価審査委員会			
区長			
消防団長又は副団長			
地元選出の国会議員又は県議員	本人	—	
市職員（嘱託職員は協議）			
名誉市民	配偶者、父母、子	○	
	本人	—	別に協議
元市町長、元副市長、元助役、元収入役又は元教育長	配偶者、父母、子	○	5,000
	本人	別に協議	
元市議会議員	本人	○	5,000
消防団小隊長以下団員			
栄典等の受賞者			
市に関連の深い国又は県等の職員で要職にある者	本人 配偶者、父母、子	○	5,000
東播磨・北播磨地域の市長又は副市長			
県下の市長又は副市長	本人、配偶者、父母、子	○	

弔辞

1. 名誉市民又はそれに準ずる者
2. 市職員